

(様式1)

刈教総第89号

令和7年11月11日

文部科学大臣 殿

刈谷市長 稲垣 武

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に
基づき、下記のとおり施設整備計画を提出します（変更したので提出します）。

記

1. 施設整備計画の名称

刈谷市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和6年度～8年度（3年間）

(担当)

刈谷市教育委員会教育総務課 稲垣

電話：0566-62-1034

E-mail：kyouikusoumu@city.kariya.lg.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

雁が音中学校北舎は建物の老朽化による機能の低下が各所に見られ、子ども達の生活に支障を来している。そのため、刈谷市学校教育施設長寿命化計画に基づき、外壁の調査結果に基づき亀裂・爆裂等がある建物について、外壁が落下しないように改修を行うとともに、教育環境の向上を図るため、トイレの洋式化、床の乾式化等の改修を行う。

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

小学校(13校)、中学校(6校)の体育館等のトイレの洋式化、床の乾式化等の改修を行い、教育環境の向上及び避難所機能の強化を図る。
富士松南小学校、朝日小学校及び雁が音中学校の校舎について、外壁の調査結果に基づき亀裂・爆裂等がある建物について、外壁が落下しないように改修を行う。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

該当なし

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

該当なし

(5) 令和6年度～8年度(3年間)

該当なし

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		15 校
中学校		6 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		1 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚園を含む。)		15 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		1 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	2 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	19 箇所
	学校武道場	6 箇所
	社会体育施設	0 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	平成31年3月
国土強靱化地域計画※2	有	令和2年9月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

庁内において3の目標達成度合いについて計測するための指標等を検討し、計画期間終了後に、その作成した指標等に基づき、目標の達成度合いを計測する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]